

健康・医療戦略推進会議の開催について

平成 25 年 3 月 15 日
内閣官房長官決裁
平成 25 年 6 月 20 日
一部改正
平成 25 年 7 月 10 日
一部改正

1. 健康・医療に関する成長戦略に係る取組を関係府省が連携して推進するため、健康・医療戦略推進会議（以下、「推進会議」という。）を開催する。
2. 推進会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房長官
議長代行	内閣官房副長官（衆） 内閣官房副長官（参）
副議長	内閣官房健康・医療戦略室長
構成員	内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室副室長、内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）、総務省政策統括官（情報通信担当）、外務省経済局長、外務省国際協力局長、文部科学省大臣官房政策評価審議官、文部科学省研究振興局長、厚生労働省大臣官房技術総括審議官、厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省老健局長、厚生労働省政策統括官（社会保障担当）、経済産業省経済産業政策局長、経済産業省製造産業局長、経済産業省商務情報政策局長、国土交通省住宅局長

3. 推進会議の庶務は、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。